

新ストップ! 過労死 2018年1月20日発行 全国ニュース 第5号



発行：過労死等防止対策推進全国センター

◆東京事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-17

ICNビル2階 川人法律事務所内

TEL:03-3813-6909 FAX:03-3813-6902

◆関西事務局

〒530-0051 大阪市北区西天満 4-4-18

梅ヶ枝中央ビル7階 いわき総合法律事務所内

TEL:06-6364-3300 FAX:06-6364-3366

◆HP:<http://www.stopkaroshi.net/>

【巻頭挨拶】 2018 年を過労死ゼロ社会への飛躍の年に

過労死防止等対策推進全国センター代表幹事

過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博



「過労死 110 番」が開設されてから、今年で満 30 年となります。

この 2018 年を過労死ゼロの職場改革への飛躍の年にしたい。

1988 年 4 月に大阪で始まり、6 月に全国的な取り組みが開始された「過労死 110 番」活動は、その後多くの壁を突破して、2014 年 11 月に過労死等防止対策推進法施行に至りました。そして、同年設立された当センターは、同法の内容を実践するために、行政機関・諸団体・市民・専門家と協同して、この 3 年有余、様々な取り組みを進めてきました。

昨年秋の過労死防止月間については、2014 年 11 月以来各地集会を成功させた実績のもとに、昨年 11 月から 12 月にかけて、全国 47 すべての都道府県（プラス中央集会）にて、国が主催した集会が開催されるに至りました。この行政機関の取り組みに当センターが積極的に協力・連携して、過労死防止の講演・シンポを実現することができました。参加者が全国的に増加し、とくに企業関係者の参加が増えており、職場改革への良い刺激を与える内容となりました。

昨年 10 月には 2 回目の「過労死防止白書」が発表され、1 回目と比較しても充実した内容となっており、2 年目を迎えた学校での啓発出張講義についても、前年度を上回る規模で実践されてきています。

これらの過労死防止活動の取り組みは、各企業内での職場改善に確実に影響を与えてきていると確信しますが、他方、昨年もまた多くの痛々しい犠牲者が多数発生しており、過労死を発生させる職場の状況は頑固に続いています。こうした中であって、過労死ゼロ社会へ向けての当センターの役割は、益々重要になっていると考えます。

とくに今年は、国会の場で政府提案の働き方改革案をめぐる審議が行われることが確実と思われます。したがって、過労死を防止し、過重労働をなくす方向での真に改革という名に値する内容が実現するように、当センターとしても、おおいに社会世論にアピールしていかなければなりません。（2 頁へ続く）

(1頁の続き)

また、今年6月までに過労死弁護団全国連絡会議が中心となって、過労性疾患・過労死の労災認定基準を改正し、労働の実態に則した適切な判断を行政側に行うよう求める予定となっています。この活動は、被災者・家族救済にとどまらず、「過労死隠し」をなくし、真に健康な職場を実現していくために不可欠であり、当センターとしても必要なとりくみをおこなっていききたい。

以上

<目次>

【巻頭挨拶】2018年を過労死ゼロ社会への飛躍の年に 過労死防止等対策推進全国センター代表幹事 過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博	……P1
【寄稿】過労死等防止対策の推進について 厚生労働省労働基準局総務課長（過労死等防止対策推進室長） 村山 誠	……P4
◆過労死防止法の見直し、及び大綱の改定に当たっての意見書を提出 過労死防止全国センター事務局長 弁護士 岩城 穰	……P5
◆2017年度 過労死遺児交流会ご報告 過労死遺児交流会（かいじゅうの会）企画委員 渡辺 しのぶ	……P7
◆マー君の「ぼくの夢」が歌になりました！～歌の力で過労死防止を！～ 全国過労死を考える家族の会代表世話人 寺西 笑子	……P8
【特集1】全国各地に次々と過労死家族の会が結成 【①全国の結成状況】全国各地の過労死家族の会の結成と発展にご協力を！ 全国過労死を考える家族の会代表世話人 寺西 笑子	……P9 ……P9
【②四国】四国過労死等を考える家族の会の活動報告 四国過労死等を考える家族の会代表世話人 久保 直純	……P10
【③福岡】福岡過労死を考える家族の会発足にあたって 福岡過労死を考える家族の会 事務局担当世話人 江崎 洋	……P11
◆過労死防止学会第3回大会の概要と第4回大会のご案内 過労死防止学会代表幹事 森岡 孝二	……P12
◆新過労死落語「ケンちゃんの夢」に寄せて 落語家 笑福亭松枝 落語作家 小林 康二	……P14
◆韓国でも「過労死防止センター」が結成されました 過労死防止全国センター代表幹事 森岡 孝二	……P15
【特集2】各地の過労死防止啓発シンポジウム 【①岩手】岩手シンポを振り返って 働く者の生命・健康を守る会副会長 岩手県教組中央執行委員 澤田 新一	……P16 ……P16
【②茨城】過労死シンポ2年目の取り組み いの健いばらきセンター 事務局長 木村 冬樹	……P17

【③富山】 過労死等防止対策シンポジウム IN 富山の報告 弁護士 菊 賢一	……P18
【④山梨】 山梨の過労死等防止対策推進シンポジウムの報告 いのちと健康を守る山梨県センター 保坂 忠史	……P19
【⑤三重】 三重シンポジウム in 四日市の開催報告 弁護士 小貫 陽介	……P20
【⑥奈良】 遺族の想いを受け止めて いのけん奈良センター 谷山 義博	……P21
【⑦鳥取】 過労死防止シンポジウム鳥取会場の報告 弁護士 高橋 真一	……P22
【⑧岡山】 過労死等防止対策推進シンポ（岡山）- 講演と落語に 81 人 働くもののいのちと健康を守る岡山県センター 事務局長 藤田 弘起	……P23
【⑨佐賀】 長時間労働をなくすことの大切さを訴えた過労死等防止対策推進シンポジウム はたらくもののいのちと健康を守るネットワークさが 事務局長 松永 敦彦	……P24
【資料】 平成 29 年度過労死防止対策推進シンポジウム開催実績一覧	……P25
【特集3】 2 年目に入った過労死防止啓発授業	……P26
【①愛知】 心の健康づくり 名古屋過労死を考える家族の会 吉田 典子	……P26
【②兵庫】 啓発授業に行って来ました 兵庫過労死を考える家族の会 ひだまり 金谷 一美	……P27
【③東京】 過労死防止派遣授業に参加して 東京過労死を考える家族の会・代表 中原 のり子	……P28
【④神奈川】 労働問題・労働条件に関する啓発授業の取り組み～過重労働問題を 学生に知ってもらうために～ 神奈川過労死対策弁護団事務局長 弁護士 永田 亮	……P29
【⑤長野】 大学生に知ってほしい 過労死の実情と労基法 弁護士 一由 貴史	……P30

過労死等防止対策の推進について

厚生労働省労働基準局総務課長

(過労死等防止対策推進室長) 村山 誠

過労死等防止対策推進全国センターの皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年11月には、過労死等防止対策推進法施行後3年を迎え、また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」策定からも2年以上が経過いたしました。

現在、過労死等防止対策推進全国センターの方々に御参画いただいている過労死等防止対策推進協議会において、今後の過労死等防止対策の進め方

について御議論いただいているところです。

本年の総理の年頭記者会見では、「今月召集する通常国会は『働き方改革』国会であります」との言及がありまし

た。罰則付きの時間外労働の上限規制を含む労働基準法等改正案の早期成立に政府一体となつて取り組んでいきたいと考えております。また、長時間労働対策については、『過労死等ゼロ』緊急対策（平成28年12月26日厚生労働省長時間労働削減推進本部決定）に基づき違法な長時間労働を許さない取組の実施など、引き続き過労死等防止対策の推進に向けて尽力して参ります。

同時に、過労死等防止対策推進法及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等に関する調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援等の対策に積極的に取り組み、過労死をゼロとし、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の

実現に向けて努力して参りたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、平成29年10月には、過労死等防止対策推進法に基づく「平成29年版過労死等防止対策白書」が閣議決定の上、国会報告されました。この場をお借りして、本白書のポイントをご紹介します。

△平成29年版過労死等防止対策白書のポイント▽

1.「労働時間を正確に把握すること」が「残業時間の減少」に繋がるとする分析や、過労死等が多く発生している指摘のある自動車運転従事者や外食産業を重点業種とする分析など、企業における過労死等防止対策の推進に参考となる調査研究結果を報告しました。

2.『過労死等ゼロ』緊急対策や「働き方改革実行計画」など、昨年度の取組を中心とした施策の状況について詳細に記載しました。

3. 過労死等防止対策に取り組む企業、民間団体、国、地方公共団体の活動をコラムとして紹介しました。

特に、本白書では、「全国過労死を考える家族の会」を始め、過労死等防止対策に取り組む民間団体の取組をコ

ラムで紹介することに努めました。皆様からコラムをご寄稿いただいたことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

白書を通じて、国民の皆様の理解や、企業をはじめとする関係者の取組が一層進みますよう、関係省庁や労使団体等と連携を密にして、平成30年版の白書作成に取り組む決意です。

次に、昨年の委託事業の取組状況ですが、8月9日には、厚生労働省の委託事業としては2回目となる、過労死遺児交流会（「かいじゅうの会」）を開催しました。夏休み期間中の開催が実現でき、参加されたお子様、保護者の皆様に喜んでいただくことができました。「全国過労死を考える家族の会」の御参画、御協力に対して、厚く御礼申し上げますとともに、こうした事業の継続的な実施にも努めてまいります。

さらに、過労死等防止対策推進全国センターの皆様にも多大な御協力をいただき、11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、初めて全ての都道府県で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催することができました。皆様の御協力の下、より多くの方々に過労死等の防止に関する理解を深めていただいたと考えております。



全国センター総会で発言する村山氏

来年度も引き続き、全ての都道府県でシンポジウムを開催し、一層の機運醸成を図りたいと考えておりますので、益々の御協力をよろしくお願い申し上げます。

そして、過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業（中学、高等学校等への講師派遣支援事業）につきましても、「過労死弁護団全国連絡会議」、「全国過労死を考える家族の会」等の皆様の御参画、御協力をいただいて実施しているところです。授業を受けた生徒・学生にとって、過労死等をはじめとする労働問題や労働条件の改善等に理解を深めてもらう重要な機会となっております。また、授業の様子をホームページに掲載していただいている学校もございます。来年度も実施して参りますので、引き続き、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、過労死等防止対策推進全国センターの今後の益々のご発展を祈念するとともに、今後も皆様との連携の下、働き過ぎによって心身の健康が損なわれることのない社会づくりに向けて一層の取組を進めて行くことをお約束申し上げ、私の挨拶といたします。

【平成29年版過労死等防止対策白書掲載ページ（厚生労働省ホームページ）】

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/karoushi/17/index.html>



過労死防止法の見直し、及び大綱の改定に当たったての意見書を提出

過労死防止全国センター事務局長 弁護士 岩城 穰

1 意見書作成の経緯

過労死等防止対策推進法（過労死防止法）の施行（平成26年11月1日）から3年が経過しました。同法の附則には、過労死防止法の規定について施行後3年を目途として必要な措置を講ずることが規定されています。

また、この3年間に、国による過労死等に関する調査研究等が実施され、その結果が「過労死白書」などで公表されていることから、過労死等に関する実態は少しずつ明らかになりつつあります。しかも、過労死等をめぐる状況は悪化しており、実効性のある対策が求められています。そのため、これまでの調査研究等により得られた知見を生かして、過労死等の防止のための対策が効果的に推進されるよう、発展的な法改正を実現する必要があります。

また、過労死防止法第7条に基づいて策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」についても、改定がなされる予定です。その改定には、

①過労死防止法の改正を受けて改定すべき点と、②それとは別に、この間の過労死防止対策の前進を踏まえて改定することが望ましい点があります。

そこで、当センターは、2017年12月18日、「過労死等防止対策推進法施行3年後の見直し及び大綱の改定に当たったての意見」を発表し、厚生省の労働基準局の村山総務課長に手渡しました。意見書の概要は、以下のとおりです。（なお、意見書全文は、当センターのホームページに掲載されています。）

2 過労死防止法改正についての意見の概要

(1)「調査研究をメインとする法」から、法律の名称どおり「過労死等防止対策を推進する法」にすること（第1条、第3条、第14条の改正）

(2)第1条（目的）及び第2条（定義）に「過重労働の解消」を挿入すること
(3)過労死等の原因であることがほぼ明らかとなった事項（①長時間労働、②負荷の程度の高い勤務形態又は作業

環境、③精神的緊張、④パワーハラスメント）を関係条項に盛り込むこと（第3条、第8条、第9条の改正等）

(4) 使用者の責務を明確化すること（第4条第3項の改正）

(5) 労働組合の責務を新設すること（第4条第3項の2の追加）

(6) 過労死等の防止対策に「事業主の取組に対する支援」を追加すること

(7) 労働時間の把握と記録、労働時間の上限設定等に関する法制上の措置を講ずる国の義務を規定すること（第14条の改正）

3 大綱の改定についての意見の概要

A 法改正の課題に関連した大綱の改訂項目

前述2の(2)に伴い、現行の大綱において、過重労働による労働者の健康障害の防止に関して述べている箇所を見直し、過労死等の防止のためにも、過重労働の解消、36協定における特別延長時間の厳守、長時間労働（時間外・休日労働）の削減、深夜交替制勤務の

負荷の軽減、賃金不払残業の撲滅、年次有給休暇の取得促進等について対策の抜本的強化の必要を強調する表現に改める。

前述2の(3)～(5)に伴い、大綱の関連箇所の記述を改める。

前述2の(6)に関連して、2017

年1月20日付けの「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の概要を大綱に盛り込み、使用者による労働時間の把握と記録の適正化を図る。

B その他の重点項目

(1) 全体の構成と内容について

3年間の調査研究と2回の白書、都道府県における啓発シンポジウム、および啓発授業の取り組み等を踏まえ、更新・拡充する。

(2) 数値目標について

2020年までに実現を目指すべき数値目標として示されている「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下」を「週労働時間60時間以上の雇用者の週40時間以上のフルタイム雇用者に占める割合を5%以下」に改める。

(3) 深夜交替制勤務

人間の生体リズムに反し、健康を損なう危険の高い勤務形態である深夜交替制勤務に従事する者については、労働時間を軽減することが特に重要であることを大綱に書き入れる。

(4) インターバル休息制度

EU諸国では前日の終業から翌日の始業までの間に連続11時間以上のインターバル休息を確保することが義務づけられていることに触れ、過労死の

防止には最低必要休息時間以上のインターバル休息を確保することが欠かせないこと、及び使用者と労働組合が同制度の導入と普及を図るために努力すべきことを大綱に書き入れる。

(5) 36協定と時間外労働の上限設定（労基法改正事項）

過労死等を防止するために、業務の繁忙、納期のひっ迫、機械設備のトラブルなどを理由とした36協定の特別条項による時間外労働の特例的な延長を認める制度を廃止し、休日労働を含め、時間外労働の上限を、週15時間、月45時間、年360時間とする。あわせて建設事業、運転業務、新商品・新技術の研究開発業務、医師の業務などの時間外労働の限度基準の適用除外業務については、速やかに特例扱いを止める。

(6) 労働時間の把握と記録

2017年1月20日付けの「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の概要を大綱に盛り込み、使用者による労働時間の把握と記録の適正化を図る。

(7) 若年労働者に対する国及び事業主の特別配慮措置

記述を大綱に追加する。

(8) 公務災害

厚労省所管の労災保険制度と仕組が異なる地方公務員および国家公務員に係わる過労死等の公務災害と補償制度の実態について情報公開を改善するとともに、関係省庁の取り組みについて言及する。また公務災害については労働局や労基署に該当する監督機関および相談窓口がないことについて何らかの代替措置を講ずる必要を述べる。

(9) 公務員の過重労働対策

公務員についても過労死等の防止、過重労働の解消、パワーハラスメントの防止のための対策を講じる必要があることを大綱に書き込む。その際、現業職だけでなく一般職を含む全ての自治体職場において時間外・休日労働を削減するために36協定の締結が求められることに言及する。また教員については特別の項を起こして述べる。

2017年度 過労死遺児交流会ご報告

過労死遺児交流会（かいじゅうの会）企画委員 渡辺 し のぶ

全国過労死を考える家族の会では、親が過労死した子どもとその家族を対象に、心理的なケアと子どものストレス軽減を目的に遺児交流会（かいじゅうの会）を行ってきました。「過労死等防止対策推進法」の制定により、遺児交流会は活動支援を受けられるようになり、その第2回目が2017年8月に長野県の白樺湖で行われました。



国の支援によって、交通費の心配なく遠方からも参加できるようになり、参加者は年々増えています。た

だ、小学校低学年以下の子どもの参加が増えており、賑やになってうれしい反面、若い親世代の過労死が増えているという複雑な思いもあります。一人で頑張つて子育てしているお母さん達から、「母親だけだとアウトドア体験をさせる機会がない」とか、「釣りをさせてあげたいが母親だけだと無



理」という要望があり、今回は野外活動中心の企画になりました。

イベント当日は台風一過の晴天で、子ども達は午前中、遊園地へ行ったり、湖でカヌーを楽しみました。その間に親達はリラクゼーションのプログラムで緊張をほぐし、グループミーティングで日頃の思いを分かち合いました。辛い話や悲しい話、労災申請や裁判で頭にきた話など、過労死を体験した人でなければわからない気持ちをこぞとばかり話しました。子どもがいると過労死家族会の交流会にはなかなか参加できません。また、子どもの前で、過労死や労災、裁判の話をするのを躊躇うご家庭もあります。参加者にとっては、安心して子どもを預け、自分の気持ちをほき出し、過労死に関する情報を得る貴重な機会となりました。

た。

たくさん話し

をしてお腹がすいたところで、子ども達と合流して牧場でのバーベキューです。今までバー



ベキューをしたことのない子どももあり、父親が亡くなる事で子どもの活動体験まで影響があることがよくわかりました。この牧場では、子ども達は協力して薪を運び、火おこしをして、食材を調理し、焼いて、食べて、片付けまで、みんなでやり遂げました。午後子ども達は釣り、乗馬など、母親だけだと体験させるのが難しい野外活動をしました。また、大人向けには心理・法律・年金等の相談会が行われ、希望者は日頃の悩みをそれぞれの専門家に相談して、アドバイスを受けていました。

小学校に行く前から遺児交流会に参加していた子ども達は今年では中学生になり、交流会の歴史を感じます。子ども達はここでは、思いっきりはしゃいで、日ごろのストレスを発散しています。この会がここまで続いてきたのは、子どもにも大人にも必要だったからだと思います。子ども達同士は、ほとん

ど過労死の事や父親の話はしません。でも、働き過ぎで父親が亡くなるという、同じ辛い体験をしたことがみんなを結びつけているのだと思います。ここに来れば、仲間に会える、そして、みんな楽しそうに笑っている、さらに自分より年齢が上の子が元気にしている姿を見て自分も大丈夫だと安心できる。今回は成長した遺児達がボランティアとして、小さい子ども達と一緒に遊んでくれました。中には、ご家族の都合がつかなくて、一人で参加してくれた高校生もいます。そして、小さな子ども達の面倒をずっと見てくれました。自分の事より、小さい子が楽しめるようにと気を配ってくれていたのは、小さい子の中にかつての自分の悲しさ、心細さを感じたからでしょうか。過労死遺児は事故死や病死の遺児達とは違う苦しみがあります。働くという当たり前のことをしているのに亡くなってしまうという過労死は、次の世代にも影響を与えます。遺児交流会は回数を重ね、被災時に小さかった子が成長し、被災したばかりの小さな子と一緒に遊びながら、心理面でもフォローすることができるようになってきました。この会に来ることで、親が過労死したという辛い体験を乗り越えていく励みになればと願っています。

マー君の「ぼくの夢」が歌になりました！

「歌の力で過労死防止を！」

全国過労死を考える家族の会代表世話人 寺西 笑子

昨年4月、川人博先生の発案で動き出しました。マー君ご家族の承諾を得、作曲は東京大学の学生に歌い継がれてきた「第4回駒場祭寮歌・くるしみといかりの中で」を作曲された山本友英さん、歌唱・演奏は、寮歌の限定版CD作成でご協力をされた、ダ・カーポ音楽事務所の方々へお願いしました。

作曲家の山本友英さん（84歳、元・南九州大学教授）は、東大生のとき寮歌を機に本格的に曲作りを始められ、研究の傍ら交響曲や合唱曲など数多く手掛けて来られました。「ぼくの夢」の詩を読んで心を動かされ、自然とメロディーが浮かんで2時間ほどで曲を書きあげられたそうです。

4月中旬に送られてきたデモテープを拝聴したところ、イメージどおり口ずさみやすく素敵なメロディーでした。ただ、詩が短いので1分程度で終わってしまうのでどうすれば長くなるかが課題になりました。そうしたところ、岩城先生から2番（歌詞）をつ

くつてはどうかという提案があり解消しました。1番の歌詞はマー君が6歳のときにつくった詩「ぼくの夢」を、2番の歌詞はマー君が中学3年生の作文「命こそ宝」から、そして現在大人になったマー君が思っていることを書いてもらい、ダ・カーポさんがそれらを楽譜に合わせて2番の歌詞にしてい

ただきました。今も持ち続けているお父さんへの思いと過労死の本質を突いたメッセージが伝わってくるとてもいい歌詞が生まれました。間奏を入れると3分程度になり全体のつながりもよく素晴らしい作品になりました。

8月初旬、松本春野さん（岩崎ひろさんのお孫さん）へお願いしたCDジャケット案が送られてきました。パパに抱かれていた幼子のなんとも言えない無邪気な笑顔は、幸せだったときのマー君に思えて涙が溢れてきました。こうして関わっていただいた皆さまの熱意とご厚意のおかげで創意工夫に満ちた立派な「ぼくの夢」が完成したのです。



CDのジャケット

そして、9月末に宮崎であった過労死弁護団全国連絡会議の第30回総会にて披露され、山本友英さんの歌唱指導のもと参加者全員で歌いました。11月に各地で行われた過労死防止啓発月間のシンポジウムでは、「ぼくの夢」が紹介され、「コーラスや合唱で歌いたい」などの問い合わせをいただきました。

「仕事のための命じゃなくて命のための仕事だ」と

ぼくは伝えたい

だから

仕事で死んだらあかなくて言っんや」



9/30 過労死弁護団総会での合唱の様子

マー君の「ぼくの夢」は、聴く人の心に刻み込まれ共感した人から人へ歌い継がれ、歌の力で過労死防止を社会に根付かせ展開していくことでしょう。

特集1 全国各地に次々と過労死家族の会が結成！

【①全国の結成状況】全国各地の過労死家族の会の結成と発展にご協力を！

全国過労死を考える家族の会代表世話人 寺西 笑子

全国過労死を考える家族の会は1991年に結成されて以来、労災の早期認定や過労死予防など実現を求め国へ要請するなどの活動をしていきますが、各地にも家族の会があり、会員相互で裁判傍聴をするなどの支援、同じ境遇の辛い気持ちを分かち合い、励まし合って支え合うことを大切にしてきました。しかし、長い間、地域の家族の会は全国に9つしかありませんでした。過労死事件は全国で発生しているのに遺族が集う場所がないことで、ひとりぼっちで孤立している遺族を思うと、「未結成の地域になんとか家族の会をつくれなにか」との思いを持ってきました。

そのような状況が大きく変わったのは、過労死防止法の制定運動と、制定後の「啓発シンポジウム」などの取り組みでした。

2011年11月から過労死防止法制定運動が本格化し、各地で街頭宣伝活動や地方自治体意見書採択、100万人署名運動など、地元の弁護士、支援者、遺族など、連携した取り組みが発展する中で、「北海道家族の会」が再結成され（2012年12月）、「東北希望の会」も結成されました（2013年4月）。

2014年の過労死防止法制定後は、「啓発シンポジウム」開催の取り組み等が契機になり、2016年4月「山陰家族の会」（鳥取・島根）（本ニュース第3号既報）、続いて同年11月「東九州家族の会」（大分・宮崎）（同）が次々と結成され、2017年に入ると、同年5月「神奈川家族の会」（同第4号既報）、同年10月「福岡家族の会」、同年11月「四国家族の会」（愛媛・徳島・高知・香川）、が結成され、現在16カ所のネットワークにまで発展しました。それでも、未結成の地域や県がたくさんあります。

いまや、国主催・過労死等防止対策啓発シンポジウムで欠かせないのは

「遺族の訴え」です。中学・高校・大学生向けの学校講義活動においても過労死遺族が実態や思いを伝えることが不可欠になっています。過労死・過労自死・過労疾患をめぐっては、私たちの大切な家族が長時間労働やパワハラなど、過重労働で命を奪われた働き方や会社の様子、闘う中で感じたことなど、遺族になった経験から得た教訓を社会へ発信する「語り部」の活動が求められています。

過労死ゼロの社会を築くには、地元根付き地域ですそ野を広げ同じ目的の理解者を増やすことが必要です。家族の会が頑張ること、周りも何とかしなければと変わり始めていると実感します。ぜひ、未結成の地域での「過労死を考える家族の会」の結成と、結成された家族の会の発展にご協力をいただきますようお願いいたします。

各地の会と結成年月

全国過労死を考える家族の会（1991年11月）

北海道過労死を考える会（2012年12月再結成）

東北希望の会（2013年4月結成）

東京過労死を考える家族の会（1990年5月結成）

山梨過労死を考える家族の会

（1998年9月結成）

長野過労死を考える家族の会

（1991年11月結成）

神奈川過労死等を考える家族の会

（2017年5月結成）

静岡過労死を考える家族の会

（2010年1月結成）

名古屋過労死を考える家族の会

（1989年2月結成）

京都労災被災者家族の会（1990年11月結成）

大阪過労死を考える家族の会

（1990年12月結成）

兵庫過労死を考える家族の会

（2002年4月結成）

岡山過労死を考える家族の会

（1995年11月結成）

山陰過労死等を考える家族の会

（2016年4月結成）

四国過労死等を考える家族の会

（2017年11月結成）

福岡過労死等を考える家族の会

（2017年10月結成）

東九州過労死等を考える家族の会

（2016年11月結成）

【②四国】 四国過労死等を考える家族の会の活動報告

四国過労死等を考える家族の会代表世話人

久保 直純

皆さんこんにちは。四国の家族の会です。2017年11月1日に設立し5名で活動を開始しました。2月の愛媛大学の長井先生の啓発授業で森岡先生とお会いし、3月の香川でのシンポジウムにおいて高知・徳島の家族の会のメンバーと設立について意気投合し、5月に過労死防止学会において家族の会寺西代表、各地区の家族の会代表者の方々、過労死弁護団代表幹事の松丸先生にお会いするなど、助言を頂きながら準備を進めてまいりました。

四国での活動ということで各県における活動は、一律でできるものではなく、各県メンバーそれぞれの特性・活動を考慮し名称についても「過労死等」と致しました。

月に1回の定例会を開催し、情報交換を行っております。下記に設立以降の活動を明記いたします。

全体の感想としては、各地責任者の思惑で開催しており会場により温度差

< 四国での過労死防止シンポジウム (開催順)>

責任者	参加者数	遺族発言	当事者発言
愛媛 長井先生	約60名	有(四国)	
東京中央		遺族発言	
徳島 弁護士	約60名	有(四国)	有(徳島)
香川 弁護士	約60名	有(四国)	有(香川)
高知 弁護士	約30名	有(兵庫)	

があるように思います。また、昼間開催ということで昨年度より参加者数が減少しました。

来年度については、計画段階より参画し、遺族発言の時間、スケジュール、発言者について積極的に関わっていけ

ればと思います(愛媛パターンを基調に)。

^その他の活動^

徳島 係争中2案件(徳島・香川)のサポート、地元他団体との連携

高知 遺族の会への参加による情宣活動、地元メディアとの情報連携

愛媛 遺族の会への参加による情宣活動、県へ団体としてのボランティア登録、NPO 自殺防止センターTEL相談者養成講座

受講、当事者相談、松山大学での過労死防止啓発授業、遺族分

かち合いの会の定例開催準備、愛媛大学長井先生・松山大学小

田巻先生との定例情報交換会

「遺族」は何年経つても「哀しみ」

の波からは逃れることができません。

その波と闘いながら活動するということとは、通常の何倍ものエネルギーがい

るものであり、活動が行えるメンバーを増やしていくことは時間がかかるこ

とではあります。まず、現在、「孤独」になっている遺族・当事者の方の

への寄り添いができればと思っております。そして「過労死」という言葉が

世の中から無くなり「過労死遺族」を無くす事ができるよう一歩一歩前進で

できればと思っております。

【③福岡】福岡過労死を考える家族の会発足にあたって

福岡過労死を考える家族の会 事務局担当世話人 江崎 洋

1 「福岡家族の会」発足までの長い道のり

福岡家族の会は、2017年6月

14日に結成準備会を立ち上げ、同年10月21日、結成総会を行いました。福岡での過労死・過労自殺に関する闘いは、奇しくも同じ年の1999年にお亡くなりになられた二人のご遺族の労災申請に始まります。一つは、福岡に向向していた夫を亡くされた金谷さんの事案、もう一つは県職員であった息子さんを亡くされた荒木さんの事案です。この二つの事案は、取消訴訟、しかも高裁まで審理が続ぎ、長い年月を経て労災と認定されました。この闘いでは、ご遺族の方の強い意志とそれを支える弁護士、そして「いの健福岡」の毎回期日における裁判所前でのピラ配り等、家族を支える地道な活動がありました。

過労死・過労自殺でご家族を亡くされた方の会が全国各地で発足する中、「福岡にも家族の会を！」と、当時、金谷事案、荒木事案の弁護士から熱い

声が寄せられていましたが、なかなか結成に漕ぎ着けることができませんでした。

しかし、昨年からじわじわと「福岡家族の会」発足に向けた動きが出てきました。まず、昨年2月22日「いの健福岡」定期総会の際、記念講演に川人博弁護士を招請しました。この講演が、過労死防止に関する多くの参加者の共感を得ることができ、家族の会結成に向けた励みとなりました。その際、兵庫家族の会の西垣さんにご尽力を頂き、ありがとうございます。そして、「福岡家族の会」の発足の端緒は、昨年、一昨年と「過労死防止推進シンポ」の司会・進行役を引き受けられた福岡第一法律事務所所属の八木大和弁護士の熱意によるものでしたが、かつて「金谷事案」「荒木事案」を取り組んできた「いの健福岡」の経験と後押しがありました。

2 結成総会で共有できた思い

総会当日は、全国各地の家族の会、東九州家族の会、福岡・長崎の被災家

族の方々と支援する医師、組合関係者等の支援者、そして3名の弁護士含め、合計24名が参加しました。結成総会では、全国家族の会代表の寺西笑子さんと井下顕弁護士からこれまでの過労死問題に関する取り組みについてご報告がありました。

また、参加者全員がそれぞれの経験と思いを語り合いました。ご家族の中には、労災認定されなかった方、労災認定された方、現在労災申請中の方、そしていまもお長時間労働に苦しむ子を持つ方等、立場も語られる言葉も様々でしたが、「労災や裁判が終わっても悲しみは続く」「仕事で命や健康を失うことはあってはならない」という強い思いは共通でした。ご家族から語られる過労死・過労自殺の実態



結成総会の様子

に、参加者全員、耳と心を傾け、過労死・過労自殺がどれほどの悲しみを生むのかを再認識し、「仕事で命や健康を失ってはならない」という思いを共有できた日でした。

当日の状況は、日経、読売、西日本、朝日の各社で報じられ、社会の耳目を集めることもできましたし、その後も継続的な取材要請を受け、家族の方のインタビュー記事も各社で掲載されているところです。

これらの活動や報道によって、昨年12月10日、県民春闘討論集会と同日開催でありながらも、70名を超える参加者を得た「過労死等防止推進シンポ」の成功にもつながっています。

3 さいごに

「福岡家族の会」は、まだできたばかりで、当面の課題は会員の拡大と役員体制の確立です。そして、この「家族の会」が少しずつ知られるようになり、過労死・過労自殺でご家族を亡くされたご遺族に寄り添える団体にしていくことが目標です。今後、全国各地の家族の会、全国センターとの連携を深め、過労死・過労自殺の無い世の中、仕事で命と健康を失わない世の中にするため、全国の方々の活動を学びつつ、活動領域を拡げていく決意ですので、今後ともよろしく願います。

過労死防止学会第3回大会の概要と第4回大会のご案内

過労死防止学会代表幹事 森岡 孝二

2017年5月20(土)～21日(日)、専修大学神田キャンパスにおいて、過労死防止学会第3回大会が開催された。大会事務局の集計では、参加者は初日が117名(会員84名 非会員33名)、2日目の新たな参加者を合わせると合計153名(会員92名 非会員61名)であった(以下敬称略)。

初日午後の特別シンポジウム「若者に広がる過労自殺の要因と対策」では、黒田兼一(明治大学教授)、粥川裕平(かゆかわクリニック院長)の司会のもとで、以下の報告と予定討論の後、1時間ほど会場の出席者を交えて活発な質疑応答が行われた。2016年10月に公表された電通新入社員の高橋まつりさんの事件の衝撃がいまだに収まらないなかで、若者の過労自殺に対する関心の高さを窺わせるシンポジウムであった。

報告者

川人博(弁護士)「若者の過労自殺事案の特徴と予防の課題」

広瀬俊雄(産業医)「医師・医学生対



5/20 特別シンポジウムの様子

象の「過労死・過重労働」研修会を通じての予防活動について」
澤路毅彦(朝日新聞編集委員)「電通事件と若者の労働環境をめぐって」
予定討論者
久保直純(松山市新入職員過労自殺事件家族)
今野晴貴(POSSE代表、『ブラック企業』著者)
中沢誠(東京新聞記者、『過労社会』著者)

2日目午前の第1から第4の分科会では、あらかじめテーマを指定して、

過労死・過労自殺の多い運送業、医療・介護、情報、教員の4業種を取り上げ、第5分科会で会員から報告希望にもとづいて長時間労働と労働時間管理の問題について報告してもらった。

テーマと報告者

第1 道路貨物・旅客運送業の過重労働と過労死・過労自殺 司会／森岡孝二(関大名誉教授)

川村雅則(北海学園大学教授)「バス運転者の働き方と、研究上の課題」

松丸正(弁護士)「過労死事案からみた道路貨物運動業の過重労働」

色部祐(いの健東京センター)「タクシー会社の運行管理者の脳血管疾患についての検討」

第2 医療・介護・福祉分野の労働実態と過労死・過労自殺 司会／中原のり子(過労死家族の会)

佐藤誠一(北海道いの健)「新卒看護師の過労自殺事件から看護師の勤務改善を考える」

杉山・安部・松田・大和(都庁職病院支部)「新人看護師の超勤実態と過労」

池田一慶(介護保育ユニオン職員)「ケアワーカーの過重労働について」介護保育ユニオンの現場から

第3 情報通信産業の長時間労働と過労死・過労自殺 司会／佐賀一道(金沢大学名誉教授)

西垣迪世・木谷晋輔(過労死家族の会)「富士通SSLシステムエンジニア過労死事件」

北野眞一(情報労連政策局長)「IT業界における長時間労働とその対策」

北健一(ジャーナリスト、『電通事件』著者)「電通事件から見た広告産業」

第4 教員と公務員の公務災害 司会／成瀬龍夫(滋賀大学名誉教授)

工藤祥子(東京家族の会)「公務災害制度に係る諸問題及び教師の働き方の現状と問題点」

尾崎正典(静岡家族の会)「教育現場における教諭の過労死防止の安全対策について」

木村和子(静岡、被災者家族)追加報告1、田村和男(大阪家族の会)追加報告2

カン・ミンジョン(韓国勤労福祉研究所、オ・ピンナラ(法律事務所人情代表弁護士)

「韓国の公務員の過労死・過労自殺問題について」

第5 長時間労働と職場の労働時間管理 司会／山縣宏寿(諏訪東京理科大学専任講師)

小森田龍生(専修大学講師)「労働者の抑うつ感情の規定要因に関する検討」

渡部あさみ(青森大学専任講師)「日



5/21 共通論題の様子

本の労使は労働時間をいかに扱ってきたのか」

高田好章（基礎経済科学研究所所員）
「派遣労働者の過重労働と労働時間についての一考察」

2日目午後（13:00～16:00）の共通論題では岩城穰（弁護士）、寺西笑子（過労死家族の会）の司会のもとで、「第1回『過労死白書』と調査研究から見えてくるもの」をテーマに以下の報告と予定討論が行われ、会場出席者を交えた質疑応答では初日の特別シンポジウムに活発な議論があった。

△報告者▽

佐藤靖夫（厚労省労働基準局総務課過労死等防止対策企画官） 「第1回過労死等防止対策白書の概要」

水野谷武志（北海学園大学教授、経済統計学） 「第1回過労死白書の総合的

評価と批判」

長井偉訓（愛媛大学名誉教授） 「過労死問題の研究動向と比較分析のための試論」

△予定討論者▽

中野淑子（過労等防止対策協議会前委員）、松浦章（兵庫県立大学客員研究員、元損保労働者）

第4回大会は2018年6月2日（土）～3日（日）の日程で、札幌市の北海学園大学で開催される。会場はJR札幌駅から地下鉄東豊線で6分、3駅目の「学園前」で下車すぐで交通の便、時候もよくスズランやライラックの花が迎えてくれる。

正式な開催要綱は1月20日の幹事会（御茶ノ水、中大駿河台会館）で決定されるが、プログラム委員会の検討を経た暫定案では初日午後は「日中韓・過労死防止国際シンポジウム」（通訳あり）を、また2日目午後の共通論題は「過労死問題からみた“働き方改革”の諸問題」をテーマに報告と討論を行う予定である。

これも暫定案ながら2日目午前の分科会には全体で六つの分科会を設ける。そのうち三つはテーマ（建設／医療／教育）を指定して報告者を募集する。二つは自由論題で募集し、応募テ

マに応じてタイトルを付ける。残る一つは中国および韓国からの参加者による報告の分科会とする（通訳あり）。

北海道には20名近くの会員がいるが、全国から多数の参加者がいないと大会の成功は覚束ない。皆さんの参加をお待ちしている。

新過労死落語

「ケンちゃんの夢」に寄せて

落語家 笑福亭松枝

落語作家 小林 康二

「過労死をぜひ落語で……」。

1999年夏、創立して間もない笑工房に、過労死弁護団の岩城穰弁護士（現・過労死防止全国センター事務局長）から、こんな注文が入った。

そもそも落語はユーモアの話芸である。客は「笑おう」「笑いたい」と思っ
て集まる。それを、家族を襲った突然
の「悲劇」を「落語で」の注文だから
正直困った。

岩城弁護士と何回も打ち合わせて完成した落語が「エンマの怒り」だ。労
基法の「有給休暇の時季変更権」や「時
間外労働に対する黙示の指示」を落語
で解説しつつ、過労死を生む長時間労働にメスを入れて仕上げた。演じた桂



笑福亭松枝さん

福車さんの演技力に助けられ、「家族の会」等では好評を博した。

その後、「家族の会」の心血を注いだ運動が実り2013年「過労死防止法」が制定され、翌年から11月に全国各地で「過労死防止シンポジウム」が開催されるに至った。

だが、「シンポ」では家族の誰もが、肉親の死は語るが「防止法」制定への苦労に触れなかった。「家族の会」が法律制定にどれほど苦労したかを知る私（小林）は、「それを参加者に分か
らせなくてはシンポの意味がない」の
思いで、「エンマの怒り」をリニュー
アルしたのが「エンマの願いだ」。こ
れは前作以上の評価を得て、各地の「シンポ」で上演されている。

だが、ここには過労死に対する労働組合の責任が一言も触れられてない。電通労組が少しでも真面目に「過労死を出さない」取り組みをしていけば高橋まつりさんの過労死は防げたはずだ。組合の責任も極めて重い。そんな

思いを込めて椿本精工の平岡事件をモデルに創ったのが「ケンちゃんの夢」である。

芸歴45年・上方落語界の重鎮・笑福亭松枝さんが演じる新過労死防止落語「ケンちゃんの夢」。その一部をご紹介します。

健一、母、姉の一家三人が組合事務所に三役を訪ねて……、

健一「ウソや！お父さんの残業が毎月70時間以内って？そんな筈ない。いつもお父さんに学校や野球の話、聞いて貰いたいから遅うまで起きてるけど、帰って来るの僕が寝た後や、そやのに朝、目が覚めたらもう会社へ行ってる。休みの日に少年リーグの試合、見に来てほしいとお母さんに頼んだら、お父さんホントは応援に行きたいのよ。仕事が忙しいから、行かれへんの、今日も『健一がホームラン打って、投げては三振バッタバッタで勝ったんよ』言うたら、お父さん嬉しそうに『将来甲子園に出て、プロ野球選手になれるか分からんな。ヨシ、今度の地方大会、もし決勝戦まで行ったら、必ず休みを取って応援に行く』って約束してくれた。そやから僕、頑張って優勝戦まで行ったのに。それが、それが、優勝戦の朝に、お父さんが、お父さんが

……。お父さんは仕事をし過ぎて死んだんや。返して！僕の大好きなお父さんを返して！」



小林康二さん

姉「弟の言う事に間違いありません。父がどれほど過酷な勤務を強いられてきたか、会社のパソコン履歴の確認や、同僚の方に聞き取りして貰えれば分る筈です。委員長さん、副委員長さん、書記長さんお願いします。調査して下さい。36協定は使用者側と組合の約束。使用者はそれを守る義務があり、組合は使用者にそれを守らせる責任がある筈です。会社は何を言っても『お気の毒ですが……』の一点張り。私たち家族は組合にすぎるより他にないんです。」

妻「夫は責任感が強く優しい人でした。自分より同僚の方にいつも気を配って……。いったい命より大切な仕事って有るのでしょうか？あの人が亡くなって、私は光も色彩も音も香りもそして温もりも無くしてしまいました。いつそ私も死んだ方が……」

遺族の悲痛な叫び。

やがて一家は過労死弁護団を知り労災認定を求め裁判に。そして弁護士の紹介で「過労死家族の会」に参加します。

自分達の裁判、さらに過労死防止法の制定の為、炎暑の夏も酷寒の冬も：暇を見つけてはチラシを配り署名集めに街頭へ。

健一「姉ちゃん、一所懸命呼び掛けてもチラシ受け取ってくれへん。署名もしてくれへん。たまに受け取ってくれても駅やコンビニのゴミ箱に捨ててる。いつまでこんなことをせなあかんの？ アッ！雨が降ってきた、濡れたチラシ誰も受け取ってくれへん。署名の文字が滲んでしまう…。ああどうしよう！」

途方に暮れる一家。果たして家族の運命やいかに。

新作過労死落語「建ちゃんの夢」を是非一度お聞きいただきたく、お願い致します。

韓国でも「過労死防止センター」が結成されました

過労死防止全国センター代表幹事 森岡 孝二

このところ日本と同様に、韓国でも若者の過労死・過労自殺が続発し、大きな議論を巻き起こしています。それを実感させられたのは、昨年11月8日、同国の「過労死予防センター」（日本と違って「防止」ではなく「予防」と表記）の開所式に招かれて、報告と討論に参加する機会があったからです。

これより2か月前、長時間労働による「死の行進」を止めようと、ソウル市で30もの労働・市民団体が集まって、「過労死 O U T 共同対策委員会」が発足しました。過労死予防センターは、その有力な構成団体として、弁護士、社会保険労務士、産業医、組合活動家、過労死家族が連携し、過労死などの相談、予防、救済に取り組むことを目的にしています。事務局長は鄭秉郁（チョン・ビョンウク）弁護士が務められています。

開所式では、労働環境健康研究所の任祥赫（イム・サンヒョク）医師の司会のもとで、私が日本の過労死問題の現状と過労死防止法について、また姜

守亨（ガン・スドル）高麗大学校経営学部教授が労働と消費から見た韓国社会の問題点について講演しました。そのあと過重労働の現場から、ドラマ産業、ゲーム開発、郵便集配、競走馬厩務などで起きた事案が報告されました。

韓国ドラマの制作現場では、一昨年10月26日、新人のアシスタント・ディレクターが過労自殺した。日本の電通事件の公表直後に起きたこの事件は、韓国のマスメディアで大きく報道されました。彼の遺書には、「1日20時間働かされ、2、3時間後にまた出勤させられる。これは私が最も軽蔑していた生活だ」という主旨のことが書かれていたそうです。

ゲーム開発部門では、一昨年7月から11月の間に、3人の若者が（2人は過労死で1人は過労自殺で）亡くなっています。3人目の28歳の労働者の場合は、過労死する前の10月第1週は95時間55分、第4週は83時間4分の時間外労働を行い、10月前半は無休で12日、

10月第4週から11月第1週にかけては連続13日働いて倒れました。

3番目の集配労働者と4番目の競走馬管理士を含め、四つの事例報告に共通しているのは、日本と同様に、韓国でも若者のあいだで相次いで過労死・過労自殺が起きていることです。いまひとつは日本と違って、韓国では青年ユニオンをはじめとして労働組合が真相究明と再発防止に取り組み、労組の活動家を中心に対策委員会が作られて関係企業や政府に改善を求めて働きかけていることです。

韓国の文在寅（ムン・ジェイン）新大統領は労働時間の短縮に積極的に取り組む政策を打ち出しています。それだけに韓国における過重労働と過労死に対する運動の盛り上がりから目が離せません。（NPO 法人働き方 ASUNET ホームページの連続エッセイから転載）

特集2 各地の過労死防止啓発シンポジウム

2014年11月の過労死防止法の施行から4回目となる2017年度の「過労死等防止対策啓発月間」では、ついに47都道府県のすべてと中央会場の計48の会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」が実現しました。参加者の合計は5864人で、前年度の4802人から22%増加しました。

本号では、これらのうち、①岩手・②茨城・③富山・④山梨・⑤三重・⑥奈良・⑦鳥取・⑧岡山・⑨佐賀の9会場の担当者からいただいた報告を掲載します。また、全国の実績一覧表を25ページに掲載します。

【①岩手】岩手シンポを振り返って

働く者の生命・健康を守る会副会長

岩手県教組中央執行委員

澤田 新一

1、過労死問題との関わり

1983年1月24日、岩手県教組の組合員であった菊池明徳さんの自死を契機に、働く事と労働者の生命・健康、労働組合の有りよう等に疑問を感じつつ、公務災害認定の取り組みを広げる中で、菊池さんの公務災害認定・裁判闘争に関わってきました。菊池さんの事件は2001年2月盛岡地裁で勝利判決を勝ち取るも、2003年に上告棄却で終結しましたが、1983年より始まった働く者の健康を考える集い（当初は徳会・追悼集会）はその後35回を数え、その後に発生した自死事案や脳疾患（死亡）事案での公務上認定や労働安全衛生体制の確立の運動に発展・継続してきました。

講演や報告の内容は充実していたものの、開催時間帯や参加者を集約する手立ての不足もあってか参加者65名、「もったいなかった」という感想が残りました。

2017年度（2回目）は、開催時間帯を平日の午後とし、講演は「過労自殺・労働関連うつ病をいかに予防するか」また、取り組みの事例報告を企業と労働組合からそれぞれ準備しました。「過労死等防止対策」という若干ハードルが高いと捉える向きがあつて報告者の選定自体が難航しましたが、「働き方改革の取り組み」や「労働現場の実態や課題」等に広げること、報告が揃いました。

また、平日午後の開催により、参加者が倍増し（勿論、各団体の働きかけの成果ですが）、且つ参加者の40%が企業からの参加者となり参加者属性の幅が広がりました。

岩手でのシンポジウムは2016年11月が初回で、私は、現地の世話人として、企画や団体の枠組みづくりや資料の配布等携わってきました。

2、岩手シンポを振り返って

2016年度（初回）のシンポは、

3、次年度に向けて

課題としては、事務局体制の確立が急務です。労働行政機関、地方自治体、

弁護士会や経営者団体、労働団体や市民団体等での実行委員会の結成が望まれます。

また、例年厚生労働省から過労死等防止啓発月間の取り組みとしてポスターやチラシの配布が行われていますが、「各県で行われている啓発シンポとの連携が図れないか」との感想を抱いています。チラシに各県のシンポジウムの開催案内などが記載されていれば、さらに広がりが期待できると思います。

さらに、過労死等の防止に向けて「労働組合にもっと汗を流してほしい」と願っています。法律制定の経緯や全国のシンポジウムの開催プログラム等を見ても、組合の姿はあまり見えず寂しい限りです。何よりも尊い、「地球よりも重い」と言われて久しい働く者の生命・健康の問題にこそ、労働組合の本気度が問われていると考えています。

【②茨城】 過労死シンポ2年目の取り組み

いの健いばらきセンター 事務局長 木村 冬樹

11月5日(日)、つくば市の国際会議場で過労死等防止対策推進シンポジウム(厚生労働省主催、いの健茨城センター共催)が開催されました。茨城では2回目の開催です。記念講演の講師は大原記念労働科学研究所の佐々木司氏で、テーマは「働き過ぎの労働者の疲れ、眠り、つらさをどのように考えるか」。当日の参加者は85名。以下は、講演の概略です。

病気はストレスが原因 「疲労」は「過労」、「疲弊」、「疾病」に進展するが、進展の原因はストレスである。例えば、働き過ぎた労働者に同僚や上司が「大変だったね」等とねぎらいの言葉をかけると疾病にはならず、逆に「おまえは何をやっているんだ」等とパワハラ的な言動を加えると疾病になる確率が高くなります。

睡眠は「質」が問題という話もされました。時間でいえば5時間睡眠以下だと脳・心臓疾患リスクが高まり、7時間睡眠以上だとリスクは上がりませんが、睡眠は長ければよいというも

のではなく、「質」が問題だといいます。睡眠には徐波睡眠(深い眠り)とレム睡眠(浅い眠り)があり、徐波睡眠は疲労を解消し、レム睡眠はストレスを解消しますが、十分な徐波睡眠をとらないとレム睡眠になりません。レム睡眠は過労死、過労自殺のカギを握っています。徐波睡眠とレム睡眠のバランスのとれた睡眠が理想的な睡眠であり、レム睡眠は喜びを富化し、恐れ、悲しみを低減させます。

夜勤の危険性も指摘されました。夜勤は酒気帯び運転以上に過労の危険性が高いということが明らかになっています。睡眠には24時間のリズムがあり、昼間は連続的に眠れません。逆に夜眠らないと睡眠のリズムが崩れ変調をきたします。「ノー残業デー」は水曜日に設定し、3日目に多く睡眠をとることが理にかなっているとのことでした。

講演の最後に、講師から過労死・過労自殺を防止するためには、「過労死白書を用いた勉強会の実施」「ワーク

ルールに関する勉強会の実施」が重要だという話がありました。

記念講演の後、石岡の介護職場の実践と家族会の報告がありました。介護職場の報告は、経営者の方からのものではありましたが、年休の取り方や働き方を職員の声を聞きながら検討して改善を実施した結果、離職者が減っているという話がありました。家族会の方からは、長時間労働を助長するので高度プロフェッショナル制度(残業代ゼロ法案)に反対だという意見が出されました。家族の会の方の夫は医師で夜勤が続ぎ、過労自殺に至ったということでしたが、過労死認定の裁判では当直(夜間に緊急の事態を想定して宿



介護職場の実践報告の様子

直すること)は労働とは見なさないという意見が出て、全く納得できなかったという話がありました。過労死を防ぐには、労働者の立場からの休暇制度や働き方の改善が重要であることが確認できました。また、過労死は、労働者や家族だけの問題でなく、社会的な損失であり、社会全体として防止対策を推進しなければならないということが確認できました。

【③富山】過労死等防止対策シンポジウムIN富山の報告

弁護士 菊 賢一

過労死等防止対策シンポジウムIN富山は、2017年11月18日、富山県民会館で開催されました。会社員、公務員、弁護士、社会保険労務士など51名の参加がありました。

最初に主催者である厚生労働省を代表して田畑裕明厚生労働大臣政務官から開会の挨拶がありました。

次に、主催者として山崎英生富山労働局長、後援団体を代表して佐嶋二美男富山県商工労働部長（小城慎治企業誘致専門監代読）から順次挨拶がありました。いずれもそれぞれの立場で過



講演する森岡孝二先生

労死対策を進めていくという力強い内容でした。

この後、プログラムに入り、最初に、関西大学名誉教授・過労死防止対策全国センター代表幹事の森岡孝二氏から「過労死防止の取り組みの到達点と課題」と題して基調講演がありました。

森岡氏は、最初に電通・高橋まつりさんの事件について説明をされました。

高橋さんの発症前1か月の実際の残業時間は105時間であったが（過労死ラインは100時間）、申告された時間は、69・5～69・8時間とされていた。これは、36協定による残業時間が月70時間であったので、これを隠すためであったとのことでした。死亡直前の高橋さんのSNS上のつぶやきも紹介されましたが、死亡前の1か月半くらい前から「死にたい」という内容が散見されるようになっていました。森岡先生によれば、高橋さんはうつ状態になっており、うつになると辞めるという判断が出来ず、むしろ

る仕事にのめり込んでいく傾向があるという説明をされました。

また、労災請求状況にみる過労死の現状ということで、過労死が高止まりで横ばい状態であること、若年層で自殺が多発していること、日本の労働時間は先進国の中では例外的に長い（米英より500時間、独仏より600時間長い）という等説明がなされました。

過労死で労災請求される中で自殺が、近年特に増加し、脳心臓疾患の2倍近くになっているということでした。それでも多くの場合は、労災の制度を知らなかったり、自殺を表沙汰にしたいくないという遺族の意向から労災を申請せずに終わっているということでした。

最後に「賢い労働者になろう」というタイトルで、健康で安全に働くためにワークルールを身につけよう、黙ってないで声をあげよう、労基署、法律事務所等に相談しよう等という結論で締めくくられました。

講演終了後、質疑が行われ、会場からは、「過労で悩んでいる人に仕事を辞めるようアドバイスすることは難しいが、どうすればいいか？」「過労でないかと思った家族はどうすればいいのか？どこに相談すればいいのか？」

といった質問が出ていました。

このように少し堅い話を聞いた後、笑福亭松栄師匠の過労死を題材にした「ケンちゃんの夢」という落語がありました。ケンちゃんのお父さんが過労死で自殺してしまうという内容でした。紙面の関係で詳細に内容に触れることはできませんが、笑いの中にもほろりとさせられる話でした。基調講演だけを聴いて帰られた方もおられました。是非聞いていただきたい内容でした。

【④山梨】 山梨の過労死等防止対策推進シンポジウムの報告 於…ベルクラシック

いのちと健康を守る山梨県センター 保坂 忠史

山梨での第3回過労死等防止対策推進シンポジウムは、2017年11月30日ベルクラシックにて18時30分から開会され、約70名が参加し、熱心な討論を展開しました。集会は3名の手話通訳者が終始壇上で通訳され、主催されたプロセスユニークの担当者は「こんなに討論が盛り上がったシンポジウムは、始めて」「とても良かった」と感想を述べていました。

山梨労働局の中井課長が開会挨拶、山梨県の産業労働部の上野課長が後援挨拶の後、社会保険労務士の富永弘徳氏の司会でパネルディスカッション「長時間過密労働と過労死の現状を考える」が始まりました。

△3人から長時間労働の実態を報告▽
パネリストは3人。①30年間公共バスの運転手で心筋梗塞を発症、業務上認定された奥山政一氏はバス運転手の過酷な労働実態について、②看護師の岩瀬千佳氏は夜勤など3交替制の労働

実態、人手不足の医療現場の実態について、③小学校教諭の深澤佳人氏は自ら体験した公務災害を通して教員の労働



働実態について、合わせて約40分間にわたって報告しました。

その後、司会者から奥山さんに「指導運転手の業務は体力的にも精神的にも負担が大きかった問題」を質問し、奥山さんから「婦人運転手を育てたかったが、無理だった」、岩瀬さんに

は「医療現場で、自主的に労働環境を改善しようというシステムはありますか」との質問に、まだ現場にはないこと、人にやさしい現場をめざしている」など、深澤さんには「公務災害の認定を求めて裁判をしています、裁判をおこなったことで教育現場には、どのよ



うな変化がうまれましたか」と質問、犬咬み裁判をおこなって良かったこと、自分自身が変わったこと、所属長の問題など制度の欠陥があることなどの回答がありました。助言者の小笠原忠彦弁護士からは、自らの体験にもとづくコンビニなどでの過重労働の実態についての発言や、働き方のルールを規制していくことや公的規制の重要性などの指摘がありました。

△活発な会場討論▽

次いで討論に移り、「なぜ過労死するのか」「経営者にも同じような実態がある場合もある」「長時間労働や時間外残業を、どう規制するのか」「精神障害は390万人、職場の理解が必要」「森岡先生の論文に啓発された」「メンタル問題で日本は遅れている」「人手不足問題」など、会場から様々な意見がありました。

最後にパネリストから、それぞれ一言発言をいただきました。

△司会者から三つの提案▽

集会のまとめとして、司会者から「最近の労働行政も対応が良くなっている



る」などの報告の後、長時間労働をなくすために、①労働基準監督官の監督指導の強化、②過労死・過労自殺を許さない国民運動の広がり、③企業内の労働環境改善の取り組みと健康管理の徹底、という三つの提案をされました。

【⑤三重】三重シンポジウムin四日市の開催報告

集会の最後に、働くもののいのちと健康を守る山梨県センターの佐藤理事長が閉会の挨拶をして、閉会しました。18時30分から20時50分までの長時間で

したが、長時間であったことを忘れる程、盛り上がった討論集会になりました。

弁護士 小貫 陽介

2017年11月30日過労死等防止対策推進シンポジウム（三重会場）が四日市市の四日市商工会議所1階ホールで開催されました。

三重県では、2014年に「過労死を考える三重県のつどい」と題し、手作りの横断幕と小さい会場で、隣県の名古屋過労死を考える家族の会や愛知健康センターに準備のご協力をいただき、当日も鈴木美穂代表に講演をしていただいていた開催以降、毎年開催を続けてきました。

そして、今回も、鈴木美穂さん、内野博子さんら家族の会や愛知健康センターの高垣英明事務局次長の助けを借りながら、挨拶回り、チラシ配布、ポスター貼り等を行ってきました。

肝心の中身については、会場や開催時間帯、講師の候補者は私たちのほうで決めさせていただきましたが、受託

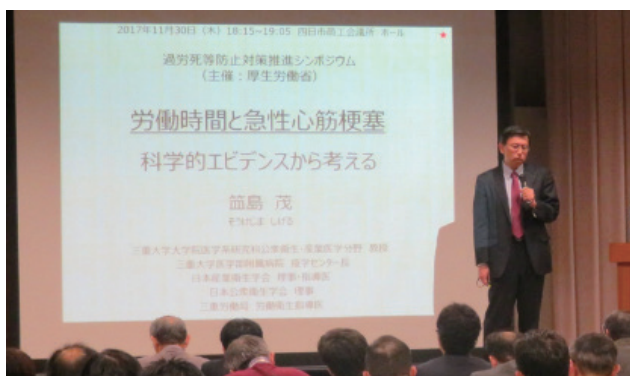
業者のプロセスユニーク担当者の木澤さんも手慣れたもので準備が進み、当日は、明るくて大きくきれいなホールで、運営も任せきり。厚生労働省のプロモーションビデオが流れるなか、一出席者として会場の様子を見守りながら参加させていただきました。

開催前に、マークンの歌「ぼくの夢」の紹介があった後、主催者挨拶として林雅彦三重労働局長より法施行から3年を経た労働局の取り組みのご紹介をいただき、来賓として、連合三重の吉川秀治会長とみえ労連の白井照男議長よりご挨拶をいただきました。林労働局長は2年目、吉川会長と白井議長は2015年の労働局主催となつてから3年続けてのご挨拶となり、お三方とも通り一遍等の挨拶ではなく、それぞれが具体的な事例のご紹介を交えつつ、未だ見通しのつかない過労死等防

止に対する強い想いを語ってくださいました。

次に三重大学大学院医学研究科・医学部教授の笹島茂（そうけいま・しげる）医師に「労働時間と急性心筋梗塞：科学的エビデンスから考える」と題して基調講演をいただきました。三重産業保健総合支援センターで過労死等防止の調査研究が行われていることを知り、労働局を通じて紹介していただき、実現した講演でした。

「科学的エビデンス」に基づき、労働時間要因による疾患発生リスクの制御方法の検討が望まれるとして、医学部新人生への講義にも含まれる内容が



講演する笹島茂教授

あるとのことでしたが、パワーポイントで図を駆使しつつ、明瞭な語り口で非常に分かりやすくお話しいただきました。なかでも興味深かったのは、労働時間数の増加が心筋梗塞のリスクを引き上げる一方、月曜日の朝に脳心臓疾患の発症が多いことなどを捉え、身体活動を低下させすぎるとリスクが高まって高まる可能性について、今後の研究課題であるということでした。無論、個々の事案の実態から出発すべきであって、「科学的エビデンス」に拘泥しすぎるべきではありませんが、裁判官の説得のために意識しておくことは有用であることは確かです。私自身、年末年始の休みを挟んでいるため発症前の労働時間数が少ない過労自死事案を担当しているだけに、示唆に富んだものでした。

そして、桂福車師匠による過労死落語「エンマの願い」。演目自体の構成は評判通りでしたが、何度演じられてもやはり演者自身に迫るものがあるのでしょう、師匠の涙をこらえながらの熱演に会場も感動に包まれていました。

最後に過労死等遺族の訴えとして、大迫恵子さんが、夫が住宅メーカーの営業として就労中、過重労働やパワハラに会い、過労自死されたことに触れ

つつ、労働行政への要望を訴えられました。そして、過労死弁護士三重支部長の石坂俊雄弁護士からの閉会挨拶後、未だ余韻の残る会場をあとにしました。

愛知の開催が三重の2日前でマスコミに大きく取り上げられたためか、地域版を含めマスコミによる事前報道がなく、来場者が少ないのではないかと心配でしたが、結果としては会場一杯の111名の参加となり、会社帰りともうけられる若いスーツ姿も多くみられました。いままで中心であった労働組合関係者のみならず企業関係者にも参加者が広がりつつあり、県民に対する認知度が徐々に上がってきていることを実感したシンポジウムとなりました。

【⑥奈良】遺族の想いを受け止めて

いのけん奈良センター 谷山 義博

過労死等防止対策推進法ができた年

(2014年)、いのけん全国センターから過労防全国センターのメールが転送されてきた。そこにはだれか一人でもその気になれば「つどい」が開催できると「つどい」の持ち方が書いてあった。いのけん奈良センターの運営会議で「つどい」の開催提案をしたところ「やろう」とあっけなく決まってしまう。講師には松丸先生が良いだろうと連絡を取ると二つ返事で了解をもらうことができた。そして、先生からは「奈良でやるからには平岡さんを…」と。



会場の様子

平岡さんからも「奈良連からのお話なら断るわけにはいきません」とうれしい言葉があった。ある日、大阪市役所の前でビラ配りをしている寺西さんを見かけ、奈良でも「つどい」をやりまうと見えを切ってしまった。後戻りはもうできない。結局この年は、近畿6府県全てで「つどい」が開催された。

翌年(2015年)からは、厚生労働省主催でのシンポジウム開催が決まったが、こういう風に運営したらいいのか直前まで迷いっぱなしで、寺西さんには再三お願いの内容が変わるなど迷惑をかけたがどうにか開催にこぎつけた。

次の年(2016年)は過労死問題をどうしたらわかりやすく話できるかと頭を悩ましたが、かつての過労死防止落語を思い出し、岩城先生のご尽力によるところが大きいが過労死防止落語を復活させたとひそかに自負している。また、他県のシンポジウムも参考にさせてもらいながら開催してきた。内容的にも参加者の感想からも決して他県に引けを取るものではないと密かに自負していたが参加者が少ない



笑福亭松枝さん

ことが悩みだった。

今回(2017年)は近藤先生のアドバイスもありチラシの配布場所をかなり広げ、大学や図書館などの公共施設にも置かせてもらった。その結果、前回は大きく上回り79人の参加があり、やっと胸を張ることができた。

シンポジウムの開催にあたっては、平日昼間を基本としている。これは自治体や企業の職員が研修などの位置付けで参加できるようにとの思いからである。また、企業と労働者が対立するのではなく、お互い共通の課題として働きやすい職場を作りあげることが真の生産性向上につながるものとして、どのような会社を目指すのか、どのような取り組みを進めるべきかのヒントになるような講演を基調に据えている。遺族の生の声も欠かせない。過労死問題のわかりやすい手がかりとして、前

今回と落語を取り入れてきたが次回はどうするのか頭を悩ましているところだ。

シンポジウムを単なるガス抜きや過労死防止対策を取組んでいますよとのアリバイ作りに終わらせず、過労死を出してはならないとの思いを固める場としてこのシンポジウムを大きく発展させていきたい。それが悲しくつらい思いを封じ込め絞り出すように発言している遺族の想いに添うことだと信じている。

また、奈良ではシンポジウムが終わった後登壇者を中心に何人かに声をかけて、喫茶店でケーキなどを食べながら慰労・懇親の場を持っている。この時がとても楽しくホッとする時間であり、次の成功に向けた決意を高ぶらせ、また次のヒントが湧いてくる時間でもある。

【7鳥取】 過労死防止シンポジウム鳥取会場の報告

弁護士 高橋 真一

自主開催も含め、鳥取県での4度目となる過労死防止シンポジウムを、2017年11月21日午後1時から実施した。

鳥取県では、労働局やプロセスユニークとの打ち合わせなどのシンポジウムの段取りを行うのは、私一人である。当然負担も重く、毎年11月が近づくと若干憂鬱になるが、その反面、やりがいもあり、たくさんの人に来ていただき、過労死防止の重要性などを学んでいただくことは、とても充実感を得ることができる。

内容についてであるが、まず、過去3回のシンポジウムを振り返る。2014年実施の1回目は、最初とすることで、過労死家族の話を中心に、過労死問題や防止法制定の経緯等を参加者に知ってもらうことを心がけた。2015年実施の2回目は、過労死家族の話に加えて、県内の精神科医に過労死が発生する医学的メカニズムを参加者に知ってもらうことを心がけた。2016年実施の3回目は、鳥

取労働局と私とで鳥取県内の過労死の現状やその防止対策等について説明した。

今回の内容を決めるに当たり、参加者の中には、毎回来ておられる方もいるので、なるべくこれまでの内容と重複しないように心掛けなくてはならなかった。そのため、正直、とても悩んだ。

最後は基本に立ち返るということ、参加者に今一度、過労死問題とは何なのか、防止のための課題をどう克服すべきなのかということを考えてもらうために、川人博先生にご講演を依頼した。川人先生からは、過労死の歴史、過労死が発生する背景、過労死が多発する業務と特徴、過労死防止への課題等について1時間ご講演いただいた。たまたま、シンポジウムの前日の夜に、NHKの「プロフェッショナル 仕事の流儀」で、川人先生が出演され、これを視聴して出席した人も多く、皆熱心に聞き入っていた。

川人先生のご講演に引き続き、県内で過重労働の削減やワークライフバラ

ンスに取り組む企業の担当者から事例紹介をもらった。毎年、鳥取労働局の職員の方が、個別に県内の企業に熱心に呼びかけをしていたので、鳥取会場の出席者には、企業の労働担当者も多く参加する。そのため、今回のように身近な県内の企業に事例紹介をもらったことは、参加した労働担当者にとっても有意義な情報提供の場となった。

最後に、鳥取会場では、参加者に特徴的な点があったので補足で報告する。参加者を確保することは、過労死防止の啓発にとつて極めて重要であるものの、いつも頭を悩ませる問題である。今年も、鳥取県に後援をいただいている関係で、鳥取県の職員にも多く参加してもらうべく、私から担当部署にお願いして、本シンポジウムを県職員の指定講座（1年に2回、県職員は、あらかじめ県が指定した複数の講座の中から自ら選択し、勤務時間中に受講しなければならない制度）にしてもらった。その結果、普段、過労死防止対策と関連のない県職員の方にも参加してもらうことができた。

【⑧岡山】過労死等防止対策推進シン ポ（岡山）―講演と落語に81人

働くもののいのちと健康を守る岡山県センター

事務局長 藤田 弘起

11月11日、アークホテル岡山で厚生労働省主催の「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開かれ、81人が参加して、講演や過労死をテーマとした落語を聞きました。

過労死等防止対策推進法が、過労死家族の会をはじめとする運動で3年前に成立し、今年は全国47都道府県で開催されます。

このシンポは、過労死防止法大綱で



会場の様子

定めた「啓発月間」の一環として開催されたもので、岡山県と岡山市が後援。協力団体として過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、岡山県では、いのちと健康を守る県センター、岡山過労死家族の会、県労会議が協力団体となり支えました。

1 講演「今日の働き方と過労死防止の課題」

岡山市大多羅出身の伍賀一道金沢大名誉教授が「今日の働き方と過労死防止の課題」と題して講演。

「突然死」といわれ大きな社会問題化してから30年経過したが、この間の働き方は非正規労働者が増える一方、正規労働者の長時間労働は変わらず、過労死の労災申請は増加し続けていると指摘。脳心臓疾患では、自動車運転手や管理職で40歳以上の人の申請が多く、精神障害では医療・介護、製造業で20から50歳代の申請が多いと示しま

した。

労働の量的側面の労働時間や労働強度が自動車運転手、飲食物調理従事者、教員で高く、質的側面の精神的ストレス（感情労働）、深夜・不規則労働が医療、介護、教員等に強くあると指摘しました。

そしてこの規制のためには、労働時間の上限規制、勤務と勤務の間の休息時間を11時間とするインターバル規制、業務量を抑制するために必要な人員の確保が重要になると指摘しました。

そして、過剰なサービスを追求する競争、これを支持する消費者の発想の転換、過労死防止の観点から商慣行を改善する課題、過労死を生み出す働き方・働かせ方の根絶を社会全体の合意にすることが大切だと指摘。

明治時代の女工さんの1日15時間以上、徹夜でも働かされる過酷な労働を解消しようと、1日12時間制限を加える「工場法」が制定されてから100年が過ぎた。

しかし、未だこのような現状がある中、「実効性ある改革」の実現は、労働使自治にゆだねるのではなく、法的規制が不可欠だとしました。

2 地元企業の労働時間短縮等の取り組み報告



桂福車さん

続いて、地元企業の労働時間短縮等の取り組み報告が、倉敷市にある安藤嘉助商店からありました。不動産、住宅リホーム等を行う会社では、顧客との情報や個々の従業員の情報が共有できずに、重複したり、無駄な作業も多々あった。これを社員全員がタブレットを持ち、全社で共有するようにして、定休日も顧客に明示し、時間単位の有休や残業の事前通知などを取り入れて改善をすすめてきたことが報告されました。

3 過労死をテーマにした落語

昨年に続いて過労死をテーマにした落語「ケンちゃんの夢」を桂福車さんが演じました。笑いの中に過労死の現実を鋭くえぐり、その根絶を呼びかける熱演でした。

【⑨佐賀】長時間労働をなくすことの 大切さを訴えた過労死等防止対策推 進シンポジウム

はたらくもののいのちと健康を守るネットワークさが

事務局長 松永 敦彦

はたらくもののいのちと健康を守るネットワークさが（以下、「ネットワーク」）では、前年に続き2度目の協力団体として、シンポジウムの開催に取り組みました。

2017年8月10日、ネットワークの世話人会で今回のシンポジウムの狙いをどうするか話し合い、長時間労働が健康に及ぼす影響について学ぶことができ、また企業の労務管理にも役立つようなものにと方向がまとまりました。また、シンポジウムの構成は、講演とパネルディスカッションとしました。

迎えた2017年10月22日のシンポジウムでは、山本勲先生（慶応義塾大学商学部教授）に「メンタルヘルスと働き方改革」というテーマで講演していただきました。その中で、長時間労働（特にサービス残業）、裁量の乏

しい仕事、突発的な業務の発生、職場風土（帰りにくさ）などがメンタルヘルスを悪化させる要因となること、メンタルヘルス悪化による休職者の発生は、企業の利益率の低下を当期よりも翌年、さらに翌々年に招くこと、メンタルヘルス対策には、取り締まりの強化とともに企業の生産性という観点から企業の経営課題として取り組まれる必要があること、などをお話しいただきました。詳しいデータや研究に基づいたお話には、たいへん説得力がありました。

パネルディスカッションでは、佐賀大学の富田義典先生をコーディネーターに「歯止めのある働き方をつくる」というテーマで議論しました。パネリストには、過労死遺族のMさん、JSRマイクロ九州㈱事務部長の名和さん、県労連事務局長の稲富さんを

迎えました。

過労死遺族のMさんは夫を過労で亡くした体験を語り、過労死をなくしてほしい、佐賀に被害者がいたら力になりたいと訴えました。JSRマイクロ九州㈱の名和さんは、部署、労働者ごとに労働時間を把握しながら、残業の削減と年休の取得率向上をめざしていること、そのために個別の働きかけや一部の労働者に過重な業務が生じないようにしていることなどの取り組みを紹介しました。その結果、密度の濃いメリハリの効いた業務で効率があっアップしたこと、社員が定着し教育費用と熟練までの時間が節約できていることを報告しました。県労連事務局長の稲富さんは、メンタルヘルスの相談が増えており、長時間労働だけでなくパワハラやいじめも大きな要因になっていることを事例を挙げながら紹介し、労働者が身を守るためにワーク



ルール教育が必要であることを訴えました。パネルディスカッションでは、長時間労働に対して、労働者自身に、企業に、国に求められる歯止めについて議論しました。

なお、シンポジウム前日には、山本先生やパネルディスカッションの登壇者で懇親会を持ちました。当日のための最終打ち合わせでもあり、顔見知りになるためですが、シンポジウム当日の壇上の雰囲気づくりに効果を発揮したことは申し上げるまでもありません。

平成29年度過労死防止対策推進シンポジウム開催実績一覧 《平成29年12月11日現在》

	会 場	参加者 目標数	参加人数			目標 達成率	講演者		参加者 総数	事前申込者参加状況			
			合計	事前申込	当日参加		人数	人数		申込数	参加数	差	参加率
北海道	11月24日(金)	150	176	134	42	117%	6	7	189	171	134	▲ 37	78.36%
青森	11月18日(土)	80	68	39	29	85%	5	4	77	44	39	▲ 5	88.64%
岩手	11月28日(火)	80	126	79	47	158%	5	4	135	83	79	▲ 4	95.18%
宮城	11月18日(土)	150	163	97	66	109%	7	9	179	118	97	▲ 21	82.20%
秋田	12月9日(土)	80	66	40	26	83%	5	4	75	47	40	▲ 7	85.11%
山形	11月14日(火)	80	56	33	23	70%	6	5	67	38	33	▲ 5	86.84%
福島	12月2日(土)	80	77	54	23	96%	4	4	85	74	54	▲ 20	72.97%
茨城	11月5日(日)	80	84	64	20	105%	4	5	93	75	64	▲ 11	85.33%
栃木	11月2日(木)	80	80	54	26	100%	8	5	93	66	54	▲ 12	81.82%
群馬	11月26日(日)	80	68	46	22	85%	4	4	76	56	46	▲ 10	82.14%
埼玉	11月16日(木)	200	376	303	73	188%	5	10	391	423	303	▲ 120	71.63%
千葉	11月18日(土)	150	142	123	19	95%	5	7	154	139	123	▲ 16	88.49%
東京（立川）	11月6日(月)	100	93	70	23	93%	5	5	103	102	70	▲ 32	68.63%
東京（中央）	11月8日(水)	300	381	319	62	127%	11	13	405	389	319	▲ 70	82.01%
神奈川	11月2日(木)	150	192	169	23	128%	6	7	205	210	169	▲ 41	80.48%
新潟	11月30日(木)	80	76	51	25	95%	5	4	85	73	51	▲ 22	69.86%
富山	11月18日(土)	80	51	26	25	64%	2	7	60	35	26	▲ 9	74.29%
石川	11月16日(木)	100	62	47	15	62%	3	6	71	58	47	▲ 11	81.03%
福井	11月19日(日)	80	97	38	59	121%	3	7	107	43	38	▲ 5	88.37%
山梨	11月30日(木)	80	58	32	26	73%	5	5	68	50	32	▲ 18	64.00%
長野	11月14日(火)	80	108	60	48	135%	3	4	115	65	60	▲ 5	92.31%
岐阜	11月13日(月)	80	110	75	35	138%	5	4	119	83	75	▲ 8	90.36%
静岡	11月29日(水)	80	88	74	14	110%	4	4	96	95	74	▲ 21	77.89%
愛知	11月28日(火)	200	185	154	31	93%	4	6	195	189	154	▲ 35	81.48%
三重	11月30日(木)	80	104	69	35	130%	3	4	111	77	69	▲ 8	89.61%
滋賀	11月25日(土)	80	55	40	15	69%	4	5	64	50	40	▲ 10	80.00%
京都	11月17日(金)	150	128	102	26	85%	7	7	142	123	102	▲ 21	82.93%
大阪	11月2日(木)	250	443	398	45	177%	7	8	458	491	398	▲ 93	81.06%
兵庫	11月17日(金)	200	293	249	44	147%	8	8	309	295	249	▲ 46	84.41%
奈良	11月14日(火)	80	79	41	38	99%	6	7	92	49	41	▲ 8	83.67%
和歌山	11月29日(水)	100	120	75	45	120%	6	4	130	88	75	▲ 13	85.23%
鳥取	11月21日(火)	80	138	88	50	173%	3	4	145	98	88	▲ 10	89.80%
島根	11月22日(水)	100	160	124	36	160%	7	7	174	141	124	▲ 17	87.94%
岡山	11月11日(土)	100	81	54	27	81%	3	7	91	68	54	▲ 14	79.41%
広島	11月22日(水)	100	124	81	43	124%	2	6	132	97	81	▲ 16	83.51%
山口	11月24日(金)	80	166	55	111	208%	2	11	179	65	55	▲ 10	84.62%
徳島	11月20日(月)	80	65	33	32	81%	5	4	74	38	33	▲ 5	86.84%
香川	11月30日(木)	80	63	50	13	79%	5	7	75	60	50	▲ 10	83.33%
愛媛	11月4日(土)	80	92	21	71	115%	3	5	100	29	21	▲ 8	72.41%
高知	12月2日(土)	80	67	40	27	84%	3	6	76	51	40	▲ 11	78.43%
福岡	12月10日(日)	100	64	39	25	64%	4	4	72	58	39	▲ 19	67.24%
佐賀	10月22日(日)	80	54	18	36	68%	5	5	64	22	18	▲ 4	81.82%
長崎	11月23日(木)	80	83	37	46	104%	5	4	92	41	37	▲ 4	90.24%
熊本	11月11日(土)	80	42	23	19	53%	4	4	50	26	23	▲ 3	88.46%
大分	11月25日(土)	100	188	109	79	188%	7	4	199	123	109	▲ 14	88.62%
宮崎	11月17日(金)	100	88	20	68	88%	5	4	97	24	20	▲ 4	83.33%
鹿児島	12月2日(土)	80	82	40	42	103%	6	4	92	45	40	▲ 5	88.89%
沖縄	12月7日(木)	80	102	69	33	128%	3	3	108	80	69	▲ 11	86.25%
		5,120	5,864	4,056	1,808	115%	233	272	6,369	4,965	4,056	▲ 909	81.69%

特集3 2年目に入った過労死防止啓発授業

過労死防止法及び大綱に基づく「教育を通じた啓発」の一環として、「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」（学校への講師派遣支援事業）が平成28年度から始まり、当センターは可能な限りの協力をおこなっています。

初年度は、約6か月間に、59校で87回（内訳は、高校38回、大学24回、中学22回、専門学校3回）の講義を行い、約6,450人の生徒たちが授業に参加しました。2年目となる平成29年度の実施状況（12/27(水)時点）は右の表のとおりとなっています。

今号では、啓発授業に参加した遺族3人、弁護士2人の方から報告をいただきましたので、紹介します。

＜平成29年度の実施状況＞

	実施済	実施予定	合計
中学校	8	4	12
高等学校	24	22	46
専門学校	0	4	4
大学/大学院	44	12	56
合計	76	42	118

【①愛知】心の健

康づくり

名古屋過労死を考える家族の会

吉田 典子

昨年11月22日、名古屋市立黄金中学校の天崎先生からの依頼で、鶴舞総合法律事務所の安井一大弁護士と労働問題に関する啓発授業に行ってきました。

中学3年生61名、ランチルームでの50分授業でした。

心の健康づくり

「死にたいのはうつ状態の症状だ」という知識がないために起こる「自殺」はなくしたい！

A 精神疾患 うつ病

- ・自分から死を選ば、恐ろしい病気。
- ・うつ病の原因は脳で働く神経の伝達物質の働きが悪くなるのと同時に、ストレスやからだの気、環境の変化など、さまざまな要因が重なって発病すると考えられています。一時的な弱体化状態です。治療してうつ状態を改善すれば死にたいという気持ちは消えます。うつうつ病がよくなった人の多くは「どうしてみんなに死ぬことばかり考えていたのか不思議な感じする」と語っています。
- ・うつ病はただ1つの原因のみで発病するものではありません。脳内神経の働きがつかずうつ病になりやすい。いじめ、ハラスメント、長時間労働などによって、病気になるやすい。
- ・早期発見、早期治療が大切。判断力の低下、大事なことは判断しないこと。
- ・精神疾患・精神障害者に対する偏見・差別が存在します。

B セルフケアをしよう

- 自分や自分の心の具合をコントロールしていくことです。
- 気づき、ストレスの対処、自己治癒を促し、
- いつもと違う自分に気づく
- 今まで楽しかったことが楽しく感じない。物事がうまくいかない。
- ストレスの対処法
- 自分の好きなことに没頭する。
- エナジゼイズ、エボープ。
- 不足しているものに目を向けるのではなく、自分の強みに目を向ける。
- 考え方の変更、マイナス思考からポジティブ思考に。
- 自分なりのストレス解消法を！
- 3.相談できる人、相談する機会をあおじの控しておきましょう。
- 「あなただけ一人ではない」 SOSをしっかりと出してください。

【参考文庫】産業カウンセラーテキスト

安井弁護士は、ブラックバイトのワークルールについて、アルバイトについて、労働時間、給料、休日、有給休暇などについて説明されました。

わたしは、息子の鈴木陽介が26歳で自殺してしまったこと、希望の中部電力に入社してわずか7か月だったことなど、陽介の身に起こったことを話しました。

そして「死にたいのはうつ状態の症状だ」という知識がないために起こる「自殺」はなくしたい！このことを子どもたちに伝えるために「心の健康づくり」というプリントを用意しました。

うつ病は自ら死を選ぶ、恐ろしい病気

です。そして、精神疾患・精神障害者に対する根強い偏見が存在します。陽介が亡くなったときの経験を踏まえて、話をしました。子どもたちはわたしの話をじつと聞いてくれました。

裁判のかたわら、相談活動をするために産業カウンセラーの資格を取りました。その中で、現在働く人の心の健康が長時間労働、パワハラ、生産性向上などのためにどんどん悪くなっている現実を知りました。心を病むことの無い社会、陽介のような若者を出さない労働環境、わたしのような母親を作らない社会がわたしの願いです。子どもたちが、心の健康状態を自分でコントロールできるようにしてほしい。

そして、おとうさん、おかあさん、周りの人たちの働き方に関心を持っていただく機会になればと思いました。



体験を話す吉田典子さん



時折クイズも交えて講義する
安井弁護士

^生徒たちの感想^

* 労働することに、たくさんさんのルールがあることが分かって少しびっくりしました。そして、うつ病の怖さをあらためて知ることができました。

* 就職した時にもしパワハラなどにあつたら、対策など全然知らなかったの、今回の話でどう対策するとかワークルールというものを知っておくとかということを知り、とても勉強になりました。お話が聞けてすごく良かったです。

* 吉田さんの、すごく悲しくて大変な話を聞いて悲しくなったし、私もそうならないように安井さんの言っていたワークルールをしっかり覚えておきたいと思いました。

【②兵庫】 啓発授業に行つて来ました

兵庫過労死を考える家族の会 ひだまり

金谷 一美

昨年より厚生労働省と遺族・過労死弁護団の協力で、高校生大学生を対象に「働き方」「ワークルール」「遺族の経験談」を啓発する取り組みを始めています。社会に出て仕事に就く前に「働く」という意味を知って「ブラック企業」に行くことなく職場を選んでほしいと呼びかけています。

私は平成11年、夫を出向先の九州福岡で過労自死で亡くしました。48歳でした。悲しみ苦しみの中、仕事以外に原因がないと労災申請をして、働き方を調査したところ夫の過酷な労働実態が分かってきました。初めての単身赴任で、未経験の機械のメンテナンスをたった一人で担当し、工場は24時間稼働しているためトラブルが発生する度に、昼夜を問わず休日でも呼び出され、1ヶ月120時間を超える残業が続いていました。睡眠時間も取れず、呼び出しの電話に恐怖を感じるほどになりました。心身共に追いつめられなくなつたのです。労災である事は間違いないと確信して、認定されると信じていましたが、国は簡単には認めず、やむな

く行政裁判をし平成18年5月に勝利し労災と認定されました。

平成26年11月1日私たち過労死家族の会と過労死弁護団の働きで、「過労死防止法」が施行されました。これ以上「過労死」をさせないよう、労働者を法律で守る事ができるよう願っています。私たち遺族は、その為に社会に出て働く前の高校生大学生に、2年前から「啓発授業」をして認識をあらたにして欲しいと弁護士と共に取り組んでいます

私は立花隆介弁護士と一緒に、平成29年2月6日兵庫県の北条高校2年生160名、平成29年10月31日西脇工業高校1・2年生77名と3年生40名を対象に、「啓発授業」を行ってきました。はじめ、あまり反応が無いかと思っていました。わたしの経験を話して行くうちに、「夫が亡くなった時私の息子娘は、大学生だった。もしあなたのお父さんお母さんが仕事で命を落としたら、どうしますか？」との問いかけに生徒一人一人皆真剣になり、今現在若者の過労死が増えている事「決

して人ごとでは無いのです」との言葉に多くの反応があり、後日生徒からの感想文を頂きました。

感想文の中には、「ニュースで過労死という言葉は聞いた事があるけど、あまり気にかけていませんでした。講演を聞いて身近にある事だと自分にも起こる可能性があると思った。自分の両親が長時間労働などで過労死で突然いなくなるなんて、考えられない。今後バイトや仕事に就くときは、労働条件や法律で守られている事を知って学んだ事をしっかり活かして親に心配かけないように仕事を選びたいです。」など多くの意見が寄せられ、有意義な授業でした。今後も、各学校に広める必要があると思います。

【③東京】 過労死防止派遣授業に参加して

東京過労死を考える家族の会・代表

中原 のり子

一昨年から関東地方の高校・大学で弁護士・研究者と共に過労死の啓発授業を担当しています。今年度は、東京大学・慈恵・獨協・上智・立教・早稲田・都留文科・宇都宮・帝京・正則・浦和高校などで実施しました。私は自身に起きた過労死の実態・過労死等防止対策推進法の制定の道のり・過労死家族会の状況など総括的に伝えていきます。弁護士・研究者からは、労働の歴史・労働法など、労働者・経営者の権利・義務など概要を話して頂き、意外な落とし穴や過去の事例なども詳細に紹介して頂きます。

学生の感想は初めて過労死遺族の話に接して、ドラマより実感があり理解が進んだとか、労働法の勉強は難しいので頭に入らないこともあるが、スッキリ心に沁みたといい感想を寄せてくれ、授業の印象については概ね【非常に良かった】【良かった】に印を付けています。「若い頃に寝る時間を惜しんで働くことは必ず将来の糧になる」と

いうような善意のアドバイスでハードワークを促すこともあるでしょうが、「成功体験の押し付け」「やりがい・成長」をえさにした経営者・管理職の強制的な労働の根絶は必要である、新入社員であつても、皆で力を合わせていく大切さも理解し、強い心と柔軟な考え方を身につけ自分に何が出来るかを常に考えていきたい、働き方改革の取組は重要であるが、もっとシンプルに労働基準法の規制強化が必要だと感じた等々、前向きな感想を多数頂きました。

私自身、学生さんたちの反応は遣り甲斐もあり貴重な経験をさせて頂いてはいるものの、衝撃的な現実を突きつけられました。2人の学生さんから以下のような感想文を目にした時に、私の子どもたちと同じ痛みを持つ子供たちが生徒の中にいたという事実、私は言葉を失いました。この活動の最終目標に一刻も早く辿り着かねばならない責任を痛感しています。

△父は私が小学生の時に亡くなりました。原因は過労です。しかし、残業時間を完全に明記していなかったり、他の社員も同じように働いているのに生きているという理由で裁判をしても勝てませんでした。とても理不尽です。父は、休日死んだように寝ていました。心労も酷かったと聞きます。父の同僚は、会社から口止めされて証言してくれませんでした。一流企業と言われる会社でも過労死がある事実心底嫌気がさします。もっと父と遊びたかったし、たくさん話もしたかった。父の思い出は、ほとんどありません。父親のいる家庭が羨ましいです。ある意味、人生を狂わされたと言っても過言ではありません。過労死をなくして欲しいです。

▽（日本文学専攻）

△私は1歳の時に父親を過労死でなくしました。父親の顔など記憶は一切なく、物心ついた時から母と姉と生活していました。友人の父親を見て羨ましいと思ったり、父親が亡くなっている事を知られるのも嫌だった。父親の当時の様子は裁判を通して知りました。母から父の話を聞いて、子どもながらに「何でこんなに働かせるんだろう」「あまりに酷い」と思いました。結局、労災認定はされたが、父親がいけないという事実が変わらず、寂しさを胸に秘

め、今日まで日々を送ってきました。労働環境を早急に改善して私たちのような家族をもう増やしてならない。私は強くそう思う。▽（父親と同じ医学専攻）

【④神奈川】労働問題・労働条件に関する啓発授業の取り組み～過重労働問題を学生に知ってもらうために～

神奈川過労死対策弁護士団事務局長 弁護士 永田 亮

1. 啓発授業について

過労死防止法とそれに伴い閣議決定された過労死防止大綱において、若年者に対する教育活動を通じた啓発活動を行うことが国の責務として定められています。労働問題・労働条件に関する啓発授業（以下、「啓発授業」と言います。）とは、この国が果たすべき責務の一環として、2016年度より始められた、中学・高校・大学等の各教育機関に、弁護士及び過労死を考える家族の会の会員を講師として派遣する厚生労働省の委託事業になります。



講演する永田亮弁護士

遣する厚生労働省の委託事業になります。

弁護士及び家族会会員による講義の実施を簡便に行うことができるとともに、講師料の負担も委託事業が行うことから、教育機関の負担なく、学生等の若年者に広く過重労働問題の啓発が行えるものと期待されています。

2. 神奈川での取り組み

全国各地で啓発授業が行われていますが、私の所属する神奈川県においても、2016年度以降、高校や大学等の複数の教育機関において啓発授業を実施してまいりました。

個々の弁護士や家族会会員の経験も人によって様々であるため、授業内容にその内容は異なっていますが、働くことについての法的な問題点や、過重労働問題の深刻さを、事実を踏まえて説明することで、学生達に新たな気づきを与えることができます。例えば、東海大学において実施した授業の



自身の体験を話す中野淑子さん

アンケートでは、「労働に関する事例やルールがとても身近に感じた」、「私の親は：帰ってくるたび疲れたと言っています。今日の講義をうけて少し気にかけてあげたいと思いました。」などの感想が寄せられており、学生達に自分の生活と働き方について考えてもらうことができた実感しています。

3. 今後の課題

この啓発授業の課題としては、講義先の教育機関が、個々の弁護士のつながりによって確保され、教育機関からの申し出が少ないことから、授業を行う教育機関がなかなか拡がらないこと、また、特定の弁護士や家族会会員が何回も講義を行わざるを得ず、講義の担い手も限定されてしまっていることが挙げられます。

神奈川県においては、大学教員と過労死弁護士、家族会とで協力し、各教育機関に広報をする際に、担当教員

がどのような授業が行われるのかイメージしやすいよう、統一の学習指導案を作成するとともに、授業経験がなくとも積極的に授業に取り組めるよう共通教材を作成するなどの準備を進めています。

これからも、より広く、より多く啓発授業を行い、若者達に過重労働問題への気づきの機会が与えられるよう、努力を続けて行きます。

【⑤長野】大学生に知ってほしい 過

労死の実情と労基法

弁護士 一由 貴史

1 長野県では、2017年において、これまで3回の厚労省啓発事業を実施し、長野県内の2つの大学で、私大学生に向けてお話をさせていただきました。

3回のうち、2回は公立大学法人長野大学（上田市）の大学1年生を対象とした講座「現代社会と私たち」（小高康正先生）における特別授業として7月と12月に実施し、もう1回は私立諏訪東京理科大学（山縣宏寿先生）の講座（大学1、2年生が対象）における特別授業として12月に実施しました。

2 「過労死のない社会へ ～知っておこう働く人の権利」と題し、内容としては、(1)過労死・過労自殺とはなにか、(2)過労死の実態、(3)過労死は「自己責任」ではないこと、(4)遺された遺族の悲しみや、遺族に与える深刻な影響、(5)労働法規の基本的知識、いざというときの相談先などをお話しています。

(1)(2)については、大学生の皆さんに

とつて、過労死等が自分とは無縁の問題ではないことを実感していただくために、2015年の電通過労自殺事件を紹介し、被災者が遺したSNSでのメッセージや、業務の実態を説明しました。参考資料として、最近出版されたお母様と川人博弁護士著書からも引用させていただき、過労死の実態を実感していただくことができました。また、これに関連し、使用者が労働者に対して負う安全配慮義務についても、過去の電通事件最高裁判決も紹介し、使用者には過重労働を防止する法的義務が存在していることも説明しています。

(3)については、まだまだ多い「過労死は自己責任」という誤った認識について、そのような認識は実態にそぐわないことを説明し、過労死は労働者の個人的問題ではなく、職場全体の問題であることを理解していただけたと思います。(4)については、被災者はもとより、配偶者や子ども、親御さんの悲しみ、特に遺族の方が陥りがちな「な

んとかしてあげたかった」という自責感に苦しめられるなどの深刻な影響等を説明しました。遺族のお気持ちについては、実際に息子さんを過労自殺で亡くされたお父さんにその体験や心情、同様の悲劇を繰り返さないために学生さんへの呼びかけなど、授業の一部を使って、じかに学生さんにお話いただきました。お父さんの真摯で痛切な訴えに学生の目に涙の見えた場面もありました。最後に、(5)として、労働者を守る労基法をはじめとする法律や相談先について、ほんの一部ではありますが、説明しました。賃金の通貨払いについても、「もし労基法がなかったらどうなる？」との観点でお話すると関心を惹くようです。アンケートなどを見ますと、このような実践的な知識に対し、関心の高い学生も多いようです。

3 いずれも学生さんは将来の自分と重ねあわせて、真剣にお話をきいていただいております。過労死についての問題意識を持ていただくことができました。招聘くださった、小高先生、山縣先生に、この場を借りて御礼申し上げます。V X X X

《編集後記》

このニュースも、はや第5号となりました。このところ、7月の全国センタ一の総会と、1月の拡大幹事会に合わせて年2回発行するというスタイルが確立しつつあります。

とはいえ、過労死防止法及び大綱に基づく調査研究や啓発等の過労死防止対策の進展や、働き方改革に関連する立法をめぐる情勢の展開はめまぐるしく、他方で、過労死事件の報道はやむことがありません。また、過労死防止啓発シンポジウムがついに47都道府県のすべてで国主催で開催されるに至り、大学・高校等での啓発授業も軌道に乗りつつあります。

そんな中で、年2回であっても、全国と各地の動きの一端であつても記録に残し、伝えていければと思っております。

今回も、年末の急な原稿依頼にもかかわらず、多くの皆様から原稿を寄せていただきました。また、今回も清水亮宏弁護士が多忙な中、編集作業を担当してくださいました。心から御礼申し上げます。

このニュースが広く活用され、過労死等の予防と救済に役立つことを心から願います。

（弁護士 岩城 穰）